

「施策」総括表

施策展開	3-(13)	駐留軍用地跡地の有効利用の推進		
施策	駐留軍用地跡地利用の推進に向けた取組	実施計画掲載頁	338	
対応する主な課題	②返還に当たっては、返還前の立入調査、土壌汚染や不発弾等の支障除去措置、地権者の負担軽減など様々な課題の解決を図るとともに、跡地開発に必要な公共施設用地の確保の遅れが跡地開発事業の遅延に繋がることから、返還前の早い段階から公有地を確保する必要がある。 ③跡地利用に際しては、良好な生活環境の確保、新たな産業の振興、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄振興のための貴重な空間として、都市構造の歪みを是正し、県土構造の再編も視野に入れた総合的かつ効率的な有効利用を図る必要がある。			
関係部等	企画部、教育庁、土木建築部、環境部			

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

平成29年度				
No.	主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要
1	跡地利用を推進するための公有地の拡大 (企画部企画調整課)	431,896	順調	普天間飛行場においては、平成33年度末までに約17haの道路用地の取得を目指しており、平成25年度から平成29年度までに、約9.5haの土地を取得した。 西普天間住宅地区跡地においては、平成29年度に約0.2haの土地を取得し、公共用地としての活用を検討している。
2	基地内埋蔵文化財分布調査 (教育庁文化財課)	68,627	大幅遅れ	文化財調査については、宜野湾市と県が棲み分けをして確認調査を実施している。県の平成29年度調査は、普天間飛行場への立入手続きの見直しの影響により、発掘現場の現況確認・測量・磁気探査を行うにとどまった。
3	普天間飛行場等の駐留軍用地の跡地利用の推進を図るため、跡地利用計画の策定等に向けた調査・検討 (企画部企画調整課)	52,281	順調	跡地利用計画策定等に向け下記のとおり調査・検討業務を行った。 ・普天間飛行場跡地利用計画策定に向けた有識者検討会議開催、プロモーションビデオ制作 ・普天間公園(仮称)のあり方検討及び大規模公園の調査 ・跡地に近接する西海岸地域の開発のあり方に係る有識者懇談会の提言とりまとめ
4	ギンバル訓練場跡地における海岸環境整備事業 (土木建築部海岸防災課)	17,660	概ね順調	金武町の金武湾港海岸(ギンバル地区)(L=約800m)において、防護、環境、利用の調和のとれた海岸の実施設計を行い、また、事前環境調査を実施した。
5	基地返還に係る環境対策事業 (環境部環境政策課)	24,233	大幅遅れ	米軍基地の運用に伴う環境問題への対応のため、在沖米軍基地に関する資料等を収集するとともに、基地環境問題に関する調査結果等をわかりやすく正確に伝える事ができる専門家の育成を行った。

II 成果指標の達成状況 (Do)

No.	成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	H29年度 達成状況	目標値 H33	担当 部課名
			H25	H26	H27	H28	H29(A)	H29(C)			
1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	状況説明	—									

III 施策の推進状況の分析(Check)

(1) 施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	40.0%
II 成果指標の達成状況 (Do)	—



施策推進状況	—
--------	---

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「—」である。

- ・跡地利用を推進するための公有地の拡大については、返還が予定されている嘉手納飛行場より南の駐留軍用地は、約9割が民有地で公有地が極端に少なく、公共施設用地の確保の遅れが跡地開発事業の遅延につながることから、円滑な跡地利用を推進するため、公有地を確保する必要がある。平成29年度は、普天間飛行場等において、約0.4haの土地を取得したことで、跡地開発事業の早期着手を図り、円滑な跡地利用の推進につなげることができる。
- ・基地内埋蔵文化財分布調査については、米軍内部で普天間飛行場内への立入手続きの見直しの影響により、入域許可が大幅に遅れたため、磁気探査までは終了したが、掘削作業が出来なかった。
- ・普天間飛行場等の駐留軍用地の跡地利用の推進を図るため、跡地利用計画の策定等に向けた調査・検討については、普天間飛行場跡地利用計画策定に向け、広域的かつ長期的な観点からの土地利用や交通計画を踏まえて、3件の調査を行い、跡地利用計画内容の具体化を着実に進めている。駐留軍用地跡地利用について、県民地権者等の機運の醸成を図るために、プロモーションビデオの制作を行う等、今後の円滑な跡地利用の推進につなげている。
- ・ギンバル訓練場跡地における海岸環境整備事業については、金武湾海岸(ギンバル地区)(L=約800m)において、実施設計を完了し、また、事前環境調査を実施し、工事着手の準備が概ね整ったことから「概ね順調」とした。また、一部の漁業協同組合から、岩礁破碎許可に必要な同意の取り付けが得られた。
- ・基地返還に係る環境対策事業については、基地環境問題等に関する研修会及び研修会は、研修会2回講演会1回開催し、研修会受講者アンケートにおいて「理解が深まった」の割合が80%であったため、達成割合100%でおおむね順調に進捗している。カルテの更新数は、資料の収集反映作業の遅れにより未更新のため、達成割合0%であった。よって全体の進捗状況50%であるため、大幅遅れと判断した。

IV 施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

- ・跡地利用を推進するための公有地の拡大については、地権者や不動産取引に関わる事業者に対し、引き続き、チラシ等による土地取得制度の周知を図るとともに、地権者への戸別訪問を実施し、申出等の促進を図る。
- ・基地内埋蔵文化財分布調査については、調査体制強化の必要性については、文化庁の指導協力の下、国と県が連携して、市町村に対して体制強化の指導助言を継続して行う。同時に県も体制強化できるよう継続して努める。また、基地を抱える市町村や関係部局と情報交換を兼ねた調整を実施する等、情報の共有及び連携強化に努める。返還前から文化財調査に係る基地内立入許可の手続きについては、沖縄防衛局と調整を行い、埋蔵文化財調査への影響の軽減を図る。
- ・普天間飛行場等の駐留軍用地の跡地利用の推進を図るため、跡地利用計画の策定等に向けた調査・検討については、国、関係市町村及び県関係部局と連携し、跡地利用計画策定につながる配置方針図の更新に向けて取り組みを進める。また、跡地利用について、プロモーションビデオ及びホームページの更新等で県民、地権者等へ情報発信し、県民全体の跡地利用に係る機運醸成を図る。さらに、返還予定地における自然環境調査及び埋蔵文化財調査については、環境補足協定に関わらず、できるだけ早い段階からの実施等を国に対し引き続き求めていく。
- ・ギンバル訓練場跡地における海岸環境整備事業については、金武町、漁業協同組合等、関係機関と調整のうえ、金武町の金武湾海岸(ギンバル地区)(L=約800m)における岩礁破碎許可に必要な漁業協同組合の同意の取り付けを得るための調整を継続する。
- ・基地返還に係る環境対策事業については、米軍基地の返還時や米軍の活動に起因する環境事故時にガイドラインに沿って環境調査等を行い、環境浄化を迅速かつ適切に実施できるように米国立公文書館やその他資料館等の保有資料を収集し、カルテを更新させていく。